

一般競争入札の施行について（公告）

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 及び岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号。以下「契約規則」という。）第 5 条の規定により公告する。

令和 8 年 2 月 12 日

岡山市長 大森 雅夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名
令和 8 年度岡山市市民活動保険
- (2) 履行場所
岡山市他
- (3) 履行期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 支払条件
契約締結後一括して保険料を支払い精算は行わない。
但し支払は令和 8 年 4 月末日までとする。
- (5) 入札案件概要
岡山市市民活動保険制度実施要綱に基づく保険業務一式
(詳細は別紙仕様書のとおり)
- (6) 入札保証金
契約希望金額の 100 分の 5 以上の額
(詳細は別紙入札説明書のとおり)
- (7) 契約保証金
免除
- (8) その他
開札日の前日までに、市議会で本業務に係る令和 8 年度当初予算の議決が得られないとき、又は、その予算執行の承認が得られないときは、開札日時を延期する。この場合において、延期後の開札日時及び場所は、岡山市一般競争入札情報（各課発注）ホームページに掲載する。また、令和 8 年 3 月 31 日までに、市議会で本業務に係る令和 8 年度当初予算の議決が得られないとき、又は、その予算執行の承認が得られないときは、本入札を中止する。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令第 167 条の 4 及び契約規則第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 61 年市告示第 120 号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）役務部門の業種「保険」業種細区分「保険業」に登載されていること。
- (3) 次に掲げるいずれかに該当すること。
 - ① 市内業者：本市内に本社、本店等主たる事務所を有するもの。
 - ② 市内扱業者：市内業者以外のもので、次に掲げる要件のいずれも満たすもの。
 - ・直近の法人市民税の確定申告における本市分の従業員数が 10 人以上であるもの。
 - ・本市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業員数が 10 人以上であるもの。
 - ・本市との取引に係る権限を委任されているものが配置されている支店又は営業所等において、営業実務の実態があるもの。
 - ③ 準市内業者：市内業者以外のもので、本市との取引に係る権限が委任されている支店又は営業所等を本市内に有するもの。
- (4) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (5) 引受保険会社が平成 26 年 4 月 1 日以降に、都道府県又は市区町村の実施する市民活動保険またはそれに類する保険の業務を受注し、履行が完了していること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項等を示す場所

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
市民協働局市民協働部市民協働企画総務課（以下「市民協働企画総務課」という。）及び岡山市一般競争入札情報（各課発注）ホームページ
ホームページアドレス
(<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-3-0-0-0-0-0.html>)

- (2) 仕様書の交付期間及び方法
公告日から令和8年3月17日（火）の午後5時まで（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）までに市民協働企画総務課にて貸与する。貸与を受けなかった者が入札に参加した場合は、失格とする。なお、契約に至らなかつた場合は、郵送又は持参により仕様書を返却すること。また、仕様書の複写は厳禁とする。

- (3) 入札説明会
実施しない。
(4) 質問の受付期限及び方法
令和8年2月27日（金）午後5時まで
電子メールの方法で行うこととし、それ以外の方法によるものは受け付けない。
なお、送信に使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じることから、時間的な余裕を持って質問することとし、電話で到達の確認を行うこと。
また、メールの件名は「【入札質問】令和8年度岡山市市民活動保険」とすることとし、メール本文に質問者氏名、連絡先電話番号を明記すること。

<提出先>
市民協働企画総務課

E-mail kyoudou@city.okayama.jp

- (5) 質問回答の掲載期間及び方法
公告日から令和8年3月17日（火）まで
岡山市一般競争入札情報（各課発注）ホームページに掲載する。
- (6) 入札書の受付期限及び方法
令和8年3月17日（火）まで
市民協働企画総務課において交付された入札書郵送用指定封筒（以下「指定封筒」という。）を用いて、岡山大供郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便での郵送により受け付けるので、公告文、仕様書等に対する質問回答を確認した後に郵送すること。
ただし、岡山大供郵便局に期限内必着のこと。

<宛先>
〒700-0913 岡山大供郵便局留 岡山市役所(22)岡山市役所市民協働企画総務課 宛

<注意事項>
郵便入札の到着期限当日に岡山大供郵便局に持ち込んだ場合、中央郵便局を経由し、岡山大供郵便局留として到着するため、早くとも持込日の翌日以降となり、到着期限に間に合わないので、注意すること。

- (7) 開札日時及び場所
令和8年3月18日（水）午前10時から
岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所 本庁舎 地下1階 中会議室
開札は、入札参加者を立ち会わせて行う。ただし、立会者は先着順で5人以内とする。代表者又は受任者以外の者が立ち会うときは立会を委任する旨を記した委任状を持参すること。なお、立会希望者がいない場合は、入札に關係のない職員を立ち会わせて行うこととする。

4 参加資格の確認に関する事項

- (1) 参加資格確認申請書類
岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱第9条第5項により参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行う対象者（以下「確認対象者」という。）となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）及び添付書類（以下「確認申請書等」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。確認申請書等は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。
添付書類 ① 指名停止等措置状況調書（様式第2号）
② 実績調書（様式第3号）
- (2) 確認申請書等の提出方法
受付場所へ持参すること。
*受付は窓口受付のみとする。窓口受付時には確認申請書等の内容確認は一切行わない。

- (3) 確認申請書等受付期限
令和8年3月25日（水）午後5時まで
＊岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日（以下「休日」という。）
を除く
- (4) 確認申請書等受付場所
岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎2階 市民協働企画総務課

5 その他

- (1) その他詳細は入札説明書及び仕様書による。
- (2) 参加にあたっては、公告文等に加え、仕様書等（仕様書、仕様書添付資料及びこれに対する質問回答書）についても熟読し内容把握した上で入札すること。
- (3) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等
岡山市市民協働企画総務課
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
電話 086-803-1061
ホームページアドレス
(https://www.city.okayama.jp/soshiki/23-1-5-0-0_8.html)

入札説明書

この入札説明書は、令和8年2月12日公告の令和8年度岡山市市民活動保険について一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を説明したもので、入札公告を補完するものである。

1 競争入札に付する事項

入札公告に記載のとおり

2 入札書の提出に関する事項

- (1) 入札書の郵送については市民協働企画総務課（以下、担当課）において交付された指定封筒を用いること。郵送により指定封筒の取り寄せを希望する場合は、送付希望先を記入した返信用封筒に必要な切手を貼り担当課まで送付すること。
- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額（以下「入札金額」という。）を入札書に記入すること。この場合において落札金額は、入札金額とする。
- (3) 入札書に必要事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ本市に届け出た印判に限る。）したものを指定封筒に封入し、指定する郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便により郵送することとする。なお、郵便局留の郵便物には保管期間があり、郵便局への到着が早すぎると、開札までに入札書が返送されてしまう場合があるので、注意すること。
- (4) 郵送した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (5) 特に必要があると認める場合を除き、入札書郵送後の入札辞退は認めない。

3 入札保証金に関する事項

- (1) 入札保証金の額は見積もった契約希望金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 以下の場合は、入札保証金を免除する。
 - ① この入札に参加しようとする者が、有資格者名簿に登載されており、過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合
 - ② 入札保証保険契約を締結したとき
- (3) 入札参加者は、入札保証金に代わる担保として、銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができる。
- (4) 入札保証金の納入は、担当課で発行する納入通知書で納付し、開札日の前日（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）午後3時までに領収書を担当課へ提出すること。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに金融機関等の保証を担当課へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。）

4 入札方法等に関する事項

- (1) 岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱第8条に規定する郵便入札以外は認めない。
- (2) 入札回数は1回とする。
- (3) 入札の開札は、公告に定めた開札日時及び場所において、入札参加者のうち立会を希望する者1人以上を立ち会わせて執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で5人を立ち会わせるものとし、立会希望者がいないときは当該入札事務に關係のない本市職員を立ち会わせるものとする。
- (4) 開札の立会人は、入札参加者の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。
- (5) 開札前に入札参加者がいないときは、入札は中止するものとする。
- (6) 開札の結果、入札参加者の入札が、下記7の参加資格の確認を行うまでもなく、下記5(1)～(13)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (7) 上記(6)により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がない場合は入札を不調とするものとする。
- (8) 無効となった入札書を除いた入札書のうち許容価格以下の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した入札参加者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- (9) 上記(8)により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低価格の入札書を提出したもの（以下「最低価格入札者」という。）を確認対象者とする。
- (10) 上記(9)に基づき確認対象者を決定する場合において、最低価格入札者が2人以上あるときは、くじにより順位を決定するものとする。

- (11) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は、入札を中止し、延期し、又は落札決定を保留することがある。
- (12) 岡山市は入札中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。
- (13) 入札に際して、契約規則の規定を遵守すること。

5 入札の無効に関する事項

- 次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
 - (2) 入札方法に違反して行われた入札
 - (3) 入札書に記名押印がない入札
 - (4) 金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
 - (5) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
 - (6) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札
 - (7) 指定封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札
 - (8) 入札書が到着期限までに到着していない入札
 - (9) 指定封筒記載の業務名又は差出人名と同封された入札書の業務名又は入札者が相違する入札
 - (10) 指定封筒に業務名又は差出人名が記載されていない入札
 - (11) 1通の指定封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札
 - (12) 明らかに不正によると認められる入札
 - (13) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

6 入札の失格に関する事項

- 下記7に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。
- (1) 競争入札に参加する資格のない者
 - (2) 市長が指定する期限までに確認申請書等を提出しない者
 - (3) 市長が指定する方法以外の方法で確認申請書等を提出した者
 - (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
 - (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、本市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となつた事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
 - (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

7 参加資格の確認に関する事項

- (1) 市長は、確認対象者から確認申請書等が提出されたときは、公告に定める開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。
- (2) 市長は、上記(1)により参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第2順位の入札書を提出した者（以下「第2順位者」という。）から確認申請書等の提出を求めた上で、参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 市長は、上記(2)により参加資格の確認を行った結果、第2順位者の参加資格がないと認めたときは、第3順位の入札書を提出した者以降について、順次確認申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 上記(2)又は(3)により参加資格の確認を行う場合は、上記(1)を準用する（この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の2日後（休日を除く。）の午後5時15分までとする。）。
- (5) 市長は、参加資格の確認を行った結果、参加資格を有する者がいなくなった場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 市長は、参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (7) 市長は、上記(1)～(6)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し確認申請書等の提出を求めることができる。

8 落札者の決定に関する事項

市長は、上記7の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。

なお、落札者は、市長が必要と認める場合を除き、落札者として決定された日から7日以内に契約を締結しなければならない。

9 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 市長は、落札者を決定した場合は、確認申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由もあわせて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が確認申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、

参加資格を喪失する。

10 契約保証金について

契約保証金は免除とする。

11 その他

- (1) 一方の会社の代表者が、他方の会社の代表者を現に兼ねている場合は、兼ねている会社のうち1社のみが参加できる。
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に定める有限責任事業組合その他これらに類する組合（以下「組合」という。）と、当該組合の組合員又は当該組合の組合員が加入する他の組合は、同一の競争入札に参加することができないものとする。
- (3) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、入札者及び各入札者の入札金額並びに一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由について、岡山市ホームページにおいて閲覧に供する。
- (4) この入札におけるその他の契約条項については、岡山市ホームページに掲載する。
- (5) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）及び岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱に定めるところによる。
- (6) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (7) この契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

市民協働企画総務課

岡山市北区大供一丁目1番1号

電話 086-803-1061